

諫早市告示第18号

諫早市介護予防・日常生活支援総合事業実施規程を次のように定める。

平成29年3月13日

諫早市長 宮本明雄

諫早市介護予防・日常生活支援総合事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

(総合事業の内容)

第3条 市は、総合事業として、第1号事業及び一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号に規定する事業をいう。）を実施する。

2 前項の第1号事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訪問サービス
- (2) 短期集中予防訪問サービス
- (3) 通所サービス
- (4) 短期集中予防通所サービス
- (5) 介護予防ケアマネジメント

3 前項第1号及び第3号の事業（以下「第1号事業支給費支給対象サービス」という。）は、法第115条の45の3第1項の規定により、居宅要支援被保険者等が市長の指定する者の当該指定に

係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第1号事業に要した費用について、第1号事業支給費を支給することにより行う。

(第1号事業支給費の額)

第4条 第1号事業支給費の額は、市長が別に定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

(第1号事業支給費の支給限度額)

第5条 居宅要支援被保険者が要支援認定有効期間に係る日が属する月についてそれぞれ当該月の初日からの1月間において受けた第1号事業支給費支給対象サービスにつき支給する第1号事業支給費の総額は、介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として、省令第87条で定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額（当該居宅要支援被保険者が介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスと併せて第1号事業支給費支給対象サービスを受けた場合にあっては、当該額から介護予防サービス費の額の総額及び特例介護予防サービス費の額の総額並びに地域密着型介護予防サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護予防サービス費の額の総額の合計額を除いた額）を超えることができない。

2 省令第140条の62の4第2号の被保険者（以下「事業対象者」という。）が月の初日からの1月間において受けた第1号事業支給費支給対象サービスにつき支給する第1号事業支給費の総額は、介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として、省令第87条で定めるところにより算定した額（要支援状態区分が要支援1である者に係る額とする。）の100分の90に相当する額を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、事業対象者の自立支援に資すると市

長が特に認める場合は、同項に規定する額を超えて第1号事業支給費を支給することができる。

4 第1項及び第2項に規定する第1号事業支給費の総額を算定するに当たっては、当該総額から次に掲げる費用の額の合計額を控除するものとする。

(1) 第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準（平成29年告示第21号）別表第1号事業支給費単位数表（以下「第1号事業支給費単位数表」という。）の訪問サービス費アからエまでの注4から注6まで及びキの規定による加算に係る費用の額

(2) 第1号事業支給費単位数表の通所サービス費のアからエまでの注2、サ及びシの規定による加算に係る費用の額

（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る第1号事業支給費等の額）

第6条 第1号被保険者であって第1号事業支給費支給対象サービスのあった日の属する年の前年（当該第1号事業支給費支給対象サービスのあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が160万円以上であるものが受ける第1号事業支給費の支給について前2条の規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(1) 第1号事業支給費支給対象サービスを受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該第1号事業支給費支給対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び同年の合計所得金額から所得税法

第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が346万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあっては、280万円）に満たない場合

(2) 第1号事業支給費支給対象サービスを受けた第1号被保険者が当該第1号事業支給費支給対象サービスのあった日の属する年度（当該第1号事業支給費支給対象サービスのあった日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

(3) 第1号事業支給費支給対象サービスを受けた第1号被保険者が当該第1号事業支給費支給対象サービスのあった日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合

（高額第1号事業支給費の支給）

第7条 市は、次に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額」という。）が著しく高額であるときは、居宅要支援被保険者等に対し、高額第1号事業支給費を支給する。

(1) 居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する要介護被保険者に係る法第51条第1項の介護サービス利用者負担額（同条の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給に相当する額を除いた額）

(2) 居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する居宅要支援被保険者に係る法第61条第1項の介護予防サービス利用者負担額（同条の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給に相当する額を除いた額）

(3) 居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業支給費支給対象サービスに要した費用の合計額（第1号事業支給費支給対象サービスに係る第1号事業支給費の合計額に90分の100（第6条第1項の規定が適用される場合にあっては80分の100）を乗じて得た額とする。）から当該費用につき第1号事業支給費として支給された額を控除して得た額

2 居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する居宅要介護被保険者若しくは居宅要支援被保険者が諫早市社会福祉法人による介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業実施規程（平成17年告示第21号）第3条第2号の減額対象者又は諫早市中山間地域等の地域における利用者負担額軽減措置事業実施規程（平成21年告示第119号）第3条第2号の減額対象者であるときは、社会福祉法人による減額後の利用者負担額（高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、これらの支給に相当する額を除いた額）を前項の利用者負担額とみなして同項の規定を適用する。

3 前2項に規定するもののほか、高額第1号事業支給費の支給に関して必要な事項は、別に定める。

（高額医療合算第1号事業支給費の支給）

第8条 市は、前条第1項の利用者負担額（同項の高額第1号事業支給費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者等に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として別に定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額医療合算第1号事業支給費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、高額医療合算第1号事業支給費の支給に関して必要な事項は、別に定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 事業対象者の該当の有無を判断する手続その他この規程の実施のために必要な行為は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日において要支援認定を受けていた被保険者については、当該要支援認定の有効期間の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日までの間は、この規程の規定は適用しない。